

「賃金引き上げ計画の表明書」提出による技術点の加点等 概要

総合評価落札方式の入札 応募時

(「表明書」の提出は評価の必須項目ではない)

	大企業	中小企業等
応募者の 表明事項	一人当たり給与の平均受給額を 対 前事業年度比（又は前年比）で 3%以上の賃上げ	給与総額を 対 前事業年度比（又は前年比）で 1.5%以上の賃上げ



技術点「5点」加点

*中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

「中小企業等」以外が「大企業」。

**令和4年4月1日以降に事業が開始となる、総合評価落札方式の入札が対象

***暦年での賃上げ表明は、令和4年1月～12月の表明でも可。

**** 「表明書」裏面の「留意事項」もご確認ください。

賃上げを表明した事業年度または暦年の終了後

	事業年度で賃上げ表明	暦年で賃上げ表明
NISTEPでの 賃上げ実績の確認	「法人事業概要説明書」等で前事業年度と比較	「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」で前年と比較
「一人当たり給与の平均受給額」(大企業)または「給与総額」(中小企業等)で、表明した率の賃上げをしたかを確認 (具体的な確認方法は、仕様書「賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項」に記載)		



加点を受けた受注者が、表明書に記載した賃上げ基準に達していない等の場合、
当該事実確認後から1年間、総合評価落札方式の入札参加時に5点を超える減点を行う